

令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

栃木労働局長より、[令和 8 年 3 月 30 日付け栃労発基 0330 第 5 号](#)をもって、標記に係る周知依頼がありました。

「昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡災害を含む休業 4 日以上の死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっている。業種別には、製造業 337 件、建設業 278 件などとなっており、死傷者数については、全体の 4 割が両業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。これを踏まえ、熱中症予防対策の更なる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定した」とのことです。

当クールワークキャンペーンは、5 月 1 日から 9 月 30 日までの期間として、4 月を準備期間、**7 月を重点取組期間**としています。

その詳細について、[令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します](#)
[| 厚生労働省](#)でご確認ください。

事業場にあっては

- ①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- ②労働安全衛生規則第 612 条の 2 を踏まえ、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
- ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

など、重点的な対策の徹底を図ることはもとより、**職場における熱中症防止のためのガイドライン**に基づき、熱中症リスクの評価を行い、熱中症リスクに応じた措置を実施していただき、熱中症災害の防止に努めて頂きますようお願い致します。